

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

民生安定化対策については、「胎内市地域防災計画 震災対策編 第4章第1節」を準用する。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

融資・貸付その他資金等による支援計画については、「胎内市地域防災計画 震災対策編 第4章第2節」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設等災害復旧対策については、「胎内市地域防災計画 震災対策編 第4章第3節」を準用する。

この場合において、「胎内市地域防災計画 震災対策編 第4章第3節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替える。

第4節 災害復興対策

海水浸水による農地の除塩処理、瓦礫等漂流物の除去は、新潟県及び関係部署と連携して計画的に行っていく。

その他の災害復興対策については、「胎内市地域防災計画 震災対策編 第4章第4節」を準用する。

また、次に掲げる事項を同節中の『4 防災まちづくり』に加える。

「市及び新潟県は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、移転も含めた総合的な市街地の再整備を検討する。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害警戒区域による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。」